

[別紙1]

鳥取県高度衛生管理型市場移行円滑化補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (5月31日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助金の支払いを受けるにあたっては、請求書に「補助金等の支給額調書」、「額の確定通知書の写し」及び「交付決定通知書の写し」を添付して、下記提出先に郵送又は持参してください。請求書を受領した後14日以内に支払います。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県境港水産事務所

鳥取県境港市昭和町9-20(みさき会館2階)

0859 - 42 - 3167 sakaiminatosuisan@pref.tottori.lg.jp